国民読書年に関する決議

平成二十年六月六日

参

議

院

本

会

議

文 字 ・活字によっ て、 人 類 はそ の 英 知 を 後 世に伝 えてきた。 こ の 豊 穣 で深遠 な 知 的 遺 産 を 受け 継 ぎ、 更に

発 展さ ť 心 豊 か な 社 会 の 実 現 に つ なげ τ ١J くことは、 今 の 世に 生きる我 々 が 負うべ ㅎ 重 大 な責 務 で あ る。

L か 近 年 我 が 玉 で も 活 字 離 れ ۲ 言 わ れて久しく、 年 낡 層 を 問 わ ず、 読 書 ^ の 興 味 が 薄 れ て L١ ると

言 わ ざざ る を 得 な ١, こ れ が言語・ 九、 読 解 力 の 衰 退 ゃ 精 神 文 明 の 変 質 の 大きな要 因 の つと な りつつ あ ること

は否定できない。

我 々 は こ の 事 実 を 深刻 なものと受け止め、 読 書 の 価 値を見直 ŕ 意 識 の啓発を目指 ŕ 政 府と協 力 L てあ

5 ゅ る 活動 を行ってきた。 九 九九年に「子ども読 書 年に関する決議」 を 両 院 で採択、二〇〇一 年に はっ 子

تع も の 読 書 活動 の 推 進に 関 する法律」 を 立 法、 さらに二〇〇五年には「 文 字 ・ 活字文化振興 法 を 制定

具体的な施策の展開を推し進めてきた。

それらに 呼応して「朝 の十分間 . 読書運 動 の浸透、 読書の街づくりの広がり、 樣 々な読書に | 関 する市民活

動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。

この気運を更に高め、 真に躍動的なものにしていくため、二〇一〇年を新たに「国民読書年」と定めたい

と思う。これにより、 政官民が協力し、 国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。